

# 第6次泉南市総合計画策定方針

令和3年4月

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、将来像を「豊かな環境・支えあい 人を大切にする泉南市～みんなで夢を紡ぐ 生活創造都市～」として第5次泉南市総合計画を平成25年9月に策定し、目標年次を令和4年度として、将来像の実現に向け、泉南市自治基本条例の理念のもと市民の参画と協働により重きを置いてまちづくりを進めてきました。

この間、さらに進行した少子高齢化による人口減少、地震や集中豪雨、大型台風などの自然災害への不安の高まり、5G の普及及び新型コロナウイルスの影響によるデジタル化の加速や新しい生活様式の導入など、社会経済情勢はめまぐるしく変化し、あわせて市民ニーズや行政に求められる役割も大きく変化しています。これらの変化に対して SDGsの取組を進めるなどの確に対応し、だれ一人取り残されることのない安全安心に暮らせる都市をめざして、だれもが住みたくなる魅力あるまちづくりを進めるため、このたび令和5年度を始期とする第6次泉南市総合計画(以下「第6次総合計画」という。)の策定に着手します。

## 2. 計画策定にあたっての基本姿勢

第6次総合計画の策定にあたっては、次に掲げる基本姿勢に基づき作業を進めます。

### (1)市民等の参画による計画づくり

行政と市民等との協働による計画づくりとなるよう、計画の策定段階で多様な市民等参加の機会を設け、市民等の意見の反映した計画づくりを行います。

### (2)だれもがわかりやすい計画づくり

市民の視点に立って、計画の都市像・ビジョンなどを分かりやすく表現し、どういう状態をめざしているのか、そのために誰が何をすべきか、ということが誰にでもわかりやすい計画づくりを行います。

### (3)重点事項や優先順位が明確で、戦略性を持った計画づくり

厳しい財政状況のもと、長期的な視点で推計した財政計画を踏まえ、市を取り巻く環境の変化を考慮し、将来を見据えながら、計画の策定段階から重点的に何に取り組むのか、優先的に何に取り組むのかを明確にし、戦略性を持った計画づくりを行います。

### (4)実現性・実効性を確保した計画づくり

少子高齢化による人口減少の影響を踏まえ、将来の人口動向や財政状況を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画づくりを行います。

### (5)適切な進行管理が行える計画づくり

計画の実現に向け、適切な進行管理により、効果的かつ効率的な事業展開を図ることができる計画づくりを行います。

#### (6)個別計画との役割分担・整合を図った計画づくり

市が策定する各分野における個別計画との関連性を明確にし、整合性のある計画づくりを行います。

### 3. 計画の構成及び期間

第6次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」からなる3階層構成とします。

#### (1)基本構想

長期的な展望に立って総合的かつ計画的な行政運営を行う指針であり、第5次泉南市総合計画「豊かな環境・支えあい 人を大切にする泉南市～みんなで夢を紡ぐ 生活創造都市～」を継承しつつ、めざすまちの将来像及びまちづくりの目標(政策)を策定します。

計画期間は10年間とします。(令和5年度～令和14年度)

#### (2)基本計画

基本構想と整合性を図りつつ、基本構想で定めた将来の都市像とまちづくりの理念を実現するための施策を、体系的かつ具体的な事業計画を明らかにします。

計画期間は10年間とします。(令和5年度～令和14年度)

#### (3)実施計画

基本計画に定めた施策を基にして、財政的な裏づけをもって計画的に実施することを目的とし、毎年度の予算等の指針とするものとします。

施策の目標を達成するために約3年程度で見直しを行うことにより進行管理を行います。

(前期実施計画:令和5年度～令和8年度)

(中期実施計画:令和9年度～令和11年度)

(後期実施計画:令和12年度～令和14年度)

### 4. 計画の策定体制

円滑な策定作業を通じて、よりよい総合計画を策定するため、第6次総合計画の策定体制は、次のとおりとします。

#### (1)市民

市民意識調査や市民ワークショップ、パブリックコメントなど市民参加の機会を設け、意見を総合計画に反映していきます。また、総合計画審議会委員に公募による市民委員が参画することとします。

#### (2)せんなん子ども会議

泉南市子どもの権利に関する条例第5条第1項により設置された、せんなん子ども会議において、子ども起点によるまちの将来像を検討してまとめ、市長に報告します。せんなん子ども会

議の意見について、総合計画に反映していきます。

### (3)市議会

第6次総合計画のうち基本構想及び基本計画については、泉南市自治基本条例第 24 条第 1項の規定により、市議会の議決を得ます。

### (4)総合計画審議会

審議会は、学識者、市議会議員、公募による市民、各種団体から推薦された委員により構成します。審議会は、総合計画策定委員会において作成された総合計画(案)の諮問を受け、その答申を出します。

### (5)総合計画策定委員会

策定委員会は、第6次総合計画策定のための庁内組織として、副市長を会長として教育長、部長級の職員で構成します。

策定委員会では、庁内の意思決定機関として泉南市総合計画審議会に諮問する総合計画(案)を策定します。

### (6)職員ワーキンググループ

職員ワーキンググループは、第6次総合計画策定のための庁内組織として、原則として若手職員で構成します。

職員ワーキンググループは、ワークショップや研修を通じて第6次総合計画(素案)策定にかかる検討を行い、意見を総合計画に反映していきます。また、市民ワークショップにファシリテーターとして参加し、市民との協働による総合計画策定を進めていきます。

### (7)事務局

事務局は、政策推進課が担当し、市民ワークショップ、子ども会議、審議会、策定委員会、職員ワーキンググループにかかる作業全体の円滑な実施・運営を行います。

事務局は、策定業務を支援するコンサルタントや関係機関と調整を行い、各会議の進行管理を行います。

## 5. 策定スケジュール

第5次泉南市総合計画の目標年次を考慮し、第6次総合計画の策定スケジュールは別紙のとおりとし、適切な進行管理を行うことによって円滑な実施と運営をめざします。